

地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ（第10回）

【開催日時等】

- 開催日時：平成22年2月18日（木）14：00～16：00
- 場 所：総務省第2会議室
- 出席者：森田座長、荒張委員、経塚委員、小室委員、菅原委員、
金原委員、竹内委員、田中委員、野村委員
諸橋財務調査課長 他

【議題】

- (1) 地方公共団体における財務書類の活用と公表について（案）
- (2) 総務省方式改訂モデル向け作業用ワークシート記載要領改訂版（案）

【配付資料】

- 資料1 「地方公共団体における財務書類の活用と公表について」（案）
- 資料2 「総務省方式改訂モデル向け作業用ワークシート記載要領改訂版」（案）

【概要】

- 事務局から資料1の説明
 - ・ 分析の視点で「財政力」としていた項目を「自律性」とし、使用料・手数料等の財源に関する「受益者負担の割合」を位置づけた。
 - ・ 『社会資本等形成の世代間負担比率』の算式については、分子を「地方債残高＋未払金」、分母を「公共資産＋投資等」と整理した。
 - ・ 『行政コスト対税込等比率』には、「臨時財政対策債及び減収補てん債（特例分）の当年度発行額については附属明細表に明示すること。」と注意書きを付した。
 - ・ 改訂モデルにおける地方債等明細表の様式に「当年度増加額」、「当年度減少額」の欄を追加した。

（出席者からの主な意見・質疑等）

- ・ 『社会資本等形成の世代間負担比率』の算式でいう地方債には、県営工事負担金に対する地方債は含まないということによいか。
- 分子・分母の対応上、自団体の資産形成につながらない地方債は含まない。
- ・ 改訂モデルの別添「要約された財務書類」様式について、普通会計貸借対照表で純資産の部の内訳を明示すべき。また、流動資産にも回収不能見込額を明示すべきではないか。
- 反映する。

○ 事務局から資料2の説明

- ・ 複式仕訳の例示について、純資産変動計算書科目及び資金収支計算書科目を含めて表記する旨を総論に記述した。
- ・ 各論中の個別の定義については、各勘定科目の定義として必要なものを記述した。

(出席者からの主な意見・質疑等)

- ・ 貸借対照表の純資産額と純資産変動計算書の期末純資産残高を一致させる作業に手間取ることが多いが、この記載要領はその参考となるものとする。

○ その他

資料1及び資料2については最終調整を行った上で内容を決定し、公表することとする。